

I あらゆる分野における女性の活躍

基本目標 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立（続き）

	現 状	課 題	広島市及び国の基本計画等
重点	1【民間企業（従業員数が101人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす】 市内の中小企業を対象とした女性が活躍しやすい職場づくりに関する研修会等の実施を通じて、職場環境の整備を支援するとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援を行った。女性の能力発揮や仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組んでいる民間事業者を表彰し、市の広報紙等で取組内容を紹介、当該表彰実績等により中小企業に対する低利融資の対象となり、競争入札参加資格審査における等級決定時や総合評価方式による競争入札時に加点が行われることをPRした。 平成30年度実績数値が11.5%と、第2次計画変更時の数値12.0%を下回り、年次目標の15.0%は達成できなかった。	・組織内での女性の育成、登用が遅れ、役員の候補となる女性が限られている。 ・女性の就労環境については、非正規雇用者の増加や子育て等との両立などの様々な課題がある。 ・子育て等との両立のために女性がパートタイム等の非正規雇用に就くケースも多く、それは多様な働き方の選択を可能にする一方で、長期的なキャリア形成を通じた能力の発揮の阻害要因ともなりうる。 ・女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定義務が101人以上の企業へ拡大されることになり（令和4年4月1日施行）、人員の確保や育成に係る課題を抱える中小企業に対しより一層の支援が必要である。	●第6次広島市基本計画 【文化が息づき豊かな人間性を育むまち】 第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり 第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進 第2項 男女が共に活躍できる社会の実現 《基本方針》 2 働く場における男女共同参画の推進とその普及促進 (1) 再就職を希望する女性に対する就業支援や、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保、長時間労働の削減、子育て・介護支援策の充実、男性の家事・育児・介護・地域活動への参画促進などの取組により、働く場における男女共同参画の推進と、職業生活と家庭生活の両立促進を図る。 (2) 本市が率先し、テレワークなどの弾力的な勤務の実現や、男性職員の育児休業・介護休暇制度の利用促進、働き方の改革、ハラスメント対策などを進めるとともに、非正規職員の処遇改善に取り組む。そして、経済団体等と連携し、こうした取組の市内企業への普及を図る。
重点	2【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員300人以下の企業）を増やす】 市内の中小企業を対象とした女性が活躍しやすい職場づくりに関する研修会等の実施を通じて、職場環境の整備を支援するとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援を行った。女性の能力発揮や仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組んでいる民間事業者を表彰し、市の広報紙等で取組内容を紹介、当該表彰実績等により中小企業に対する低利融資の対象となり、競争入札参加資格審査における等級決定時や総合評価方式による競争入札時に加点が行われることをPRした。 平成30年度実績数値が62社と、年次目標の40社、最終目標の50社ともに達成した。		
重点	3【民間企業の男性の育児休業取得率を上げる】 仕事と家庭の両立支援や男性の家事等への参画支援に積極的に取り組む民間事業者の表彰、事業所が行う男女共同参画に関する研修への講師派遣、市内の中小企業を対象とした女性が活躍しやすい職場づくりに関する研修会等の実施、男性向けの啓発リーフレットの配布などを通じて、労働者及び事業所に対し働きかけを行った。また、男女共同参画推進センターにおいて、育休カフェや男性の家事参画等に関する講座を開催した。 民間企業の男性の育児休業取得率は、平成30年度実績数値が4.9%と、第2次計画変更時の数値3.8%は上回っているが、年次目標の9.8%は達成できなかった。	・女性の育児休業取得率と比べると低水準であり、制度の周知だけではなく、より一層の男性の意識改革や、実際に育児休業を取得しやすい雰囲気づくりが必要。	●第5次男女共同参画基本計画骨子（案）（内閣府） I あらゆる分野における女性の参画拡大 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 - ワーク・ライフ・バランス等の実現 - 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 - ポジティブ・アクションの推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正 - 非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援 - 再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援
	4【男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす（広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数）】 女性の能力発揮や仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組んでいる民間事業者を表彰し、市の広報紙等で取組内容を紹介、当該表彰実績等により中小企業に対する低利融資の対象となり、競争入札参加資格審査における等級決定時や総合評価方式による競争入札時に加点が行われることをPRした。 広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数は、平成30年度実績数値が53社と、年次目標の60社は達成できなかった。（※令和2年度の表彰により65社となり、最終目標の60社を達成）	・男女共同参画の推進が事業者にもたらす有益性や表彰を受けることのメリットについてのより一層の周知の必要がある。 ・事業者を募集する際の効果的な広報や表彰事業者の取組内容の積極的な広報などの必要がある。	
	5【職業生活と家庭生活の両立に取り組む市内の民間事業所の数を増やす（広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度への登録事業所数）】 仕事と家庭の両立支援や男性の家事等への参画支援に積極的に取り組む民間事業者の表彰、事業所が行う男女共同参画に関する研修への講師派遣、市内の中小企業を対象とした女性が活躍しやすい職場づくりに関する研修会等の実施、男性向けの啓発リーフレットの配布などを通じて、労働者及び事業所に対し働きかけを行った。また、男女共同参画推進センターにおいて、育休カフェや男性の家事参画等に関する講座を開催した。 平成30年度実績数値が521事業所と、第2次計画変更時の406事業所を上回り、年次目標及び最終目標の470事業所についても達成した。		
	6【働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす】 仕事と家庭の両立支援や男性の家事等への参画支援に積極的に取り組む民間事業者の表彰、事業所が行う男女共同参画に関する研修への講師派遣、市内の中小企業を対象とした女性が活躍しやすい職場づくりに関する研修会等の実施、男性向けの啓発リーフレットの配布などを通じて、労働者及び事業所に対し働きかけを行った。また、男女共同参画推進センターにおいて、育休カフェや男性の家事参画等に関する講座を開催した。 平成30年度実績数値が52.6%と、年次目標の49.0%、最終目標の50.0%ともに達成した。		
	7【男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす（年齢を問わず結婚している男性の平日1日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間）】 仕事と家庭の両立支援や男性の家事等への参画支援に積極的に取り組む民間事業者の表彰、事業所が行う男女共同参画に関する研修への講師派遣、市内の中小企業を対象とした女性が活躍しやすい職場づくりに関する研修会等の実施、男性向けの啓発リーフレットの配布などを通じて、労働者及び事業所に対し働きかけを行った。また、男女共同参画推進センターにおいて、育休カフェや男性の家事参画等に関する講座を開催した。 平成30年度実績数値が45分と、第2次計画変更時の数値40分は上回っているが、年次目標の72分は達成できなかった。		
	8【市の男性職員の育児休業取得率を上げる】 育児休業の取得手続や育児休業手当金の支給、昇給・一時金の取扱等を紹介したリーフレットを庁内LANへ掲示したほか、全所属長を対象とした育児休業・子育て支援に関する研修を実施し、特に新任課長級研修においては、制度等の詳細な説明を行った。また、育児支援制度利用プラン（3歳未満の子どもがいる職員が職場の業務分担の見直しや計画的に休暇・休業等を取得する取組）の作成及び所属長との面談の実施を徹底するよう働きかけを行うとともに、子どもの生まれた男性職員及び当該職員の所属長に対して、電子メールにより育児休業の取得検討を呼びかけた。さらに、市長や管理職が子育て中の職員に対する育児支援制度の積極的な利用の働きかけなどを盛り込んだ「ワクワク職場宣言」を実施した。 市の男性職員の育児休業取得率は、平成30年度実績数値が7.3%と、第2次計画変更時の数値3.9%は上回っているが、年次目標13.0%以上は達成できなかった。	・育児休業を取得しやすい職場の雰囲気醸成するためには、職員の理解と所属長による支援が不可欠であることから、研修等を通じて所属長をはじめ職場全体の意識改革を引き続き行っていく必要がある。併せて、長時間労働の是正など、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に引き続き取り組む必要がある。	
	9【保育園等入園待機児童の解消を図る】 待機児童が多い地区を中心に保育園等の定員を増やし、保育サービスアドバイザーによる情報提供や私立保育園の合同就職説明会等の保育士確保対策を実施するなど、ハード・ソフト両面から総合的な取組を実施した。 保育園等入園待機児童数は、平成30年度実績数値が36人と、第2次計画変更時の数値66人は下回っているが、年次目標の0人は達成できなかった。	・地区ごとの保育需要について、社会・経済状況による潜在的な需要の喚起をより精緻に反映させた上で、十分な受入枠を確保するとともに、保育士の安定的な確保に向けた取組を継続していく必要がある。	
	10【放課後児童クラブ待機児童の解消を図る】 学校の余裕教室の活用や民間事業者への補助によるクラス増設による定員増を行った。 放課後児童クラブ待機児童数は、平成30年度実績数値が85人と、第2次計画変更時の数値238人は下回っているが、年次目標の0人は達成できなかった。	・受入対象学年の上限を小学3年生から小学6年生へ拡大したことに加え、近年の女性就業率の上昇等による共働き家庭等の増加を背景に、毎年度利用希望者が増加。 ・高学年の利用ニーズの高まりを加味するなど、より精度の高い利用者推計を行った上で、受入体制の確保に努める必要がある。	
	11【女性求職者の就職率を高める（ハローワークにおける女性の新規求職者（25歳～44歳）のうち就職した人の割合）】 市内の中小企業を対象とした女性が活躍しやすい職場づくりに関する研修会等を実施し、職場環境の整備を支援した。また、女性の起業・再就職を支援するため、男女共同参画推進センターにおいてキャリアアップセミナーなどの講座を実施した。 ハローワークにおける女性の新規求職者（25歳～44歳）のうち就職した人の割合は、平成30年度実績数値が25.3%と、第2次計画変更時の数値28.3%を下回り、年次目標の29.5%は達成できなかった。	・求職者のニーズに応じた多様な求職手段が活用可能となりハローワークを利用して就職した人の数が減っている。 ・仕事と育児の両立のニーズが高まる中、両立できる環境が整った職場が少ない。 ・再就職を希望する女性の支援に引き続き取り組むとともに、多様な就業ニーズに柔軟に対応した就業支援を行う必要がある。	
	12【「家族経営協定」締結農家数を増やす】 広島市農業経営改善支援センター及び各区農林課が農家への普及・啓発を行った。 「家族経営協定」締結農家数は、平成30年度実績数値が47戸と、第2次計画変更時の数値44戸を上回ったが、年次目標の50戸は達成できなかった。	・引き続き、女性農業者の労働に対する評価と労働環境の整備に取り組む必要がある。	

継続的な取組が必要である。

「働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立」を、第3次基本計画においても、引き続き施策の柱として位置付け、具体的な施策展開を行っていくこととする。